

就学援助制度 医療券について

就学援助制度の一つとして、準要保護の認定を受けた児童・生徒は、学校保健法に基づく次の病気について、医療券で治療を受けることができます。ご希望の方は、下記の方法で事前に医療券の交付を受け、治療を受けてください。

■対象となる病名

1. トラコーマ・結膜炎
2. 白癬（水虫などの皮膚病）・疥癬（ダニの一種）・膿痂疹（とびひ）
3. 中耳炎（滲出性中耳炎を含む）
4. 慢性副鼻腔炎（蓄膿症）・アデノイド
5. むし歯（保険診療対象の治療に限る）
6. 寄生虫病（頭シラミは対象とならない）

■医療券の使用方法

1. あらかじめ医療機関を予約して下さい。
2. 在籍する学校の保健室に連絡し、申請書に記入の上、提出して下さい。
※発行まで時間がかかる場合があります。1週間ほど余裕をもって申請して下さい。
3. 保健室から医療券の交付を受け、初診の際、医療券を医療機関に提出して下さい。（ひとり親家庭等医療費助成制度、義務教育就学児医療費助成制度対象の方は、あわせて使用して下さい。）

■注意

- ・医療券の対象期間は、健康診断終了時から翌年の2月末までです。
有効期限は、発行日の翌々月末となります。
※原則として発効日以降の診断に適用とし、遡りはいたしません。
4・5月のみ、医療機関の了解が得られた場合に限り、遡りが可能です。
- ・立川市医師会・歯科医師会に加入していない医療機関では医療券が利用できない場合があります。ご確認の上、申請してください。

受診の際は、必ず保険証および㊟医療証をご提示ください